

2022年11月28日

お客様各位

大阪信用金庫

カードローン契約規定改訂のお知らせ

当金庫は、2022年12月20日よりカードローン契約規定(当座貸越契約規定)を下記の通り改訂いたします。

改訂後は、新規にご契約いただくお客様に加え、改訂前からご契約いただいているお客様に対しても上記の改訂内容が適用されますので、当金庫がカードローンご契約者の相続人様に対して「相続の開始を事由として一括返済を求める」ことはございません。

なお、改訂内容と対象商品は下記の通りとなります。

記

【改訂内容】

- 「即時支払条項」もしくは「期限前の全額返済義務条項」の期限の利益喪失事由から「相続の開始」を削除します。
- カードローン契約規定改訂の例示(DOカードローン)

削除を行う条項(該当箇所を赤字表示)

第10条(即時支払)

1. 申込者は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関から通知、催告等がなくても貸越元利金の弁済期が到来するものとし、直ちに金融機関に貸越元利金を一括で弁済するものとし、尚、この場合、申込者は、金融機関からの通知・催告なしに直ちに本契約を解約されても異議はないものとします。

- | |
|---|
| (1) 第6条に定める返済を遅延し、次の約定返済日に至るも返済しなかったとき。 |
| (2) 支払いの停止、破産手続き、民事再生手続き、民事再生手続きその他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき。 |
| (3) 債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。 |
| (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 |
| (5) 申込者の預金その他の金融機関に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。 |
| (6) 住所変更の届出を怠るなどにより、金融機関において申込者の所在が不明にな |

ったとき。

(7) 保証会社の保証の取消があったとき。

(8) ~~相続の開始があったとき。~~

2. 申込者は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関から請求があり次第貸越元利金の弁済期が到来するものとし、直ちに金融機関に貸越元利金を一括で弁済するものとします。

(1) 申込者が金融機関に対する債務の一部でも約定返済日に履行しなかったとき。

(2) 申込者が金融機関との取引約定の一つにでも違反したとき。

(3) 本契約に関し申込者が金融機関に虚偽の資料提供又は報告をしたとき。

(4) 前各号のほか金融機関又は保証会社において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

※商品ごとに規定内の条項番号が異なることがあります。また、「相続の開始」を「本人の死亡」と記載しているなど表現が異なることがあります。

【対象商品】

(1) ㈱オリエントコーポレーション保証付

- ・ DOカードローン
- ・ Qカードローン
- ・ リードオフ
- ・ サポートカードローン
- ・ マイカードローン
- ・ マイカードローン100
- ・ マイカードローンB
- ・ ニューマイカード
- ・ 夢ミニカードローン
- ・ パブリックカードローン

(2) 一社) しんきん保証基金保証付

- ・ カードローンミニ
- ・ セットプランA
- ・ やすらぎA
- ・ セットプランB
- ・ リビングカードローン

(3) 信金ギャランティ(株)保証付

- ・ きゃつする900
- ・ だいしんシルバーきゃつする
- ・ だいしんきゃつする
- ・ きゃつする500
- ・ レディースきゃつする

(4) オリックス・クレジット(株)保証付

- ・ カードローン1000

(5) 全国保証(株)保証付

- ・ 全国保証カードローン

(6) ㈱近畿しんきんカード保証付

- ・ ビオラカードローン
- ・ ガンバカードローン
- ・ ジョイカードローン
- ・ フレッシュ
- ・ レディースカードローン
- ・ シルバーカードローン
- ・ やすらぎD
- ・ カトレア
- ・ プラス30
- ・ 2INGカード
- ・ デビッド20
- ・ 七福神

(7) S M B C コンシューマーファイナンス(株)保証付

- ・ Mポケットカード
- ・ ポケット

(8) 三菱UFJニコス(株)保証付

- ・ そうしんカードローン

※黒字表示は「現在取扱中の商品」、赤字表示は「新規販売は終了しているが利用中のお客様がいらっしゃる商品」となります。

以上